

精神障害者の退院・居住支援コーディネート事業実施要綱

制定 令和 7 年 4 月 1 日 区長決定
要綱 第 95 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む。以下同じ。）に入院している者に対する退院に向けた意欲喚起、および地域生活を送るために必要な居住の支援をする精神障害者の退院・居住支援コーディネート事業（以下「本事業」という。）を行うことで、精神障害者の地域生活への移行を促進し、地域での安定した生活の実現を図ることを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 本事業は、退院・居住支援コーディネーターにより行う支援として、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 退院支援

精神科病院へ訪問し、精神科病院と連携して次条に規定する対象者の状況把握を行う。対象者から本事業における支援について同意が得られた場合、退院に向けての支援を開始できるようアプローチし、地域生活への移行に向けて意欲を喚起する。

(2) 居住支援

不動産事業者への同行支援・入居前後の手続き支援を行う。地域生活継続のために必要な支援についてアセスメントを行い、適切な支援につなぐ。

2 前項の支援においては、精神科病院および不動産事業者との連携の他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条に規定する障害福祉サービスの利用支援および福祉サービス提供事業者などと連携を行う。

(対象者)

第 3 条 本事業の利用対象者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 法第 4 条第 1 項に規定する精神障害者

(2) 法第 19 条第 2 項から第 4 項までに規定する介護給付費等の支給決定対象者

(3) 前条第 1 項第 1 号に規定する退院支援については、精神科病院に入院している期間が 1 年以上または 1 年以上になることが見込まれる者

2 前項の規定にかかわらず、区長が本事業の利用を適切と認める者は、本事業の対象者としてすることができる。

(本事業の委託)

第 4 条 区長は、品川区地域生活支援拠点事業実施要綱（平成 29 年要綱第 62 号）第

3条に規定する地域拠点相談支援センターに本事業を委託する。

(委任)

第5条 この要綱の実施に必要な事項については、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。